

私立保育所等・私立幼稚園・児童入所施設 支援金概要

1 概要

県内に所在する私立保育所等・私立幼稚園・児童入所施設に対し、支援金を支給する。

2 対象施設・事業所

(1) 私立保育所等

私立保育所、私立認定こども園、私立地域型保育事業

(2) 私立幼稚園

(3) 児童入所施設

乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム（Ⅰ型）、ファミリーホーム

3 対象施設・事業所数 約200施設を想定

4 支援額

(1) 私立保育所等 (令和7年7月1日時点の定員とする)

【高圧】定員1名あたり420円

【低圧】定員1名あたり350円

(2) 私立幼稚園 (令和7年7月1日時点の定員とする)

【高圧】定員1名あたり830円

【低圧】定員1名あたり690円

(3) 児童入所施設 (令和7年7月1日時点の定員とする)

【高圧】定員1名あたり4,510円

【低圧】定員1名あたり1,760円

5 申請要件

- ①福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付要領の内容の全てについて同意していること。
- ②申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。なお、物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類（事業所の賃貸借契約書など）の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。
- ③私立保育所、私立認定こども園、私立地域型保育事業、私立幼稚園、児童入所施設を設置する者であること。
- ④物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑤物価高騰対策支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

- ⑥中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金、経営改善支援金、物価高騰対策支援金または福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。
- ⑦申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。
- ⑧「9 不正受給（2）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。